

建設業関係団体からの意見聴取結果

(2) アンケート調査

1-1. 調査の内容

○ 技術者・技術検定の見直し案を提示しつつ、関係業団体に対して、見直し案への意見、新たな見直し案の提案を求めた。

技術者制度見直し案に関する意見

① 監理技術者等が兼任可能な条件について

● 兼任可能な条件の各項目についてご意見や今後のさらなる具体化に向けたご提案があれば理由とともにご回答ください。

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満(建築一式工事は1.5億円未満)の2現場を兼任すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、状況を確認するために必要な音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること。
※固定カメラではなくウェアラブルカメラなどで適時に必要な個所の映像を遠隔地からでも確認できる環境を想定しています。

- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲に存在すること。
※距離や時間で限定する場合の条件についてご意見があれば記載下さい。

- ・ 各現場に監理技術者の補助が可能な連絡要員を配置すること。(専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。)
※連絡要員は有資格者に限定せず、一定の経験のある若手技術者でも可能と想定しています。

- ・ 工事全体の下請次数が3次以内であること。
- ・ 日々の施工体制がCCUS等により遠隔から把握可能であること。
- その他にご意見があれば理由とともにご回答ください。

② 営業所専任技術者と現場技術者が兼任可能な条件について

● 見直し案では①工事現場同士の兼任を行う場合と、②営業所と工事現場の兼任を行う場合を同条件としていますが、これについてご意見があれば理由とともにご回答ください。

- ・ 営業所専任技術者と専任監理技術者等との兼任に関する案について

- その他にご意見があれば理由とともにご回答ください。

③ 技術検定の受検資格について

● 受検資格の要件案についてご意見があれば理由とともにご回答ください。

- ・ 1級技術検定の受検資格について、以下を基本要件とすることについて。
1次検定→19歳以上(大学の専門課程履修者は一部科目免除)
2次検定→1次検定合格後、一定の実務経験3年※
※監理技術者の配置を要する工事(下請工事にあってはそれに準ずる工事)の請負業者における経験を想定しています。

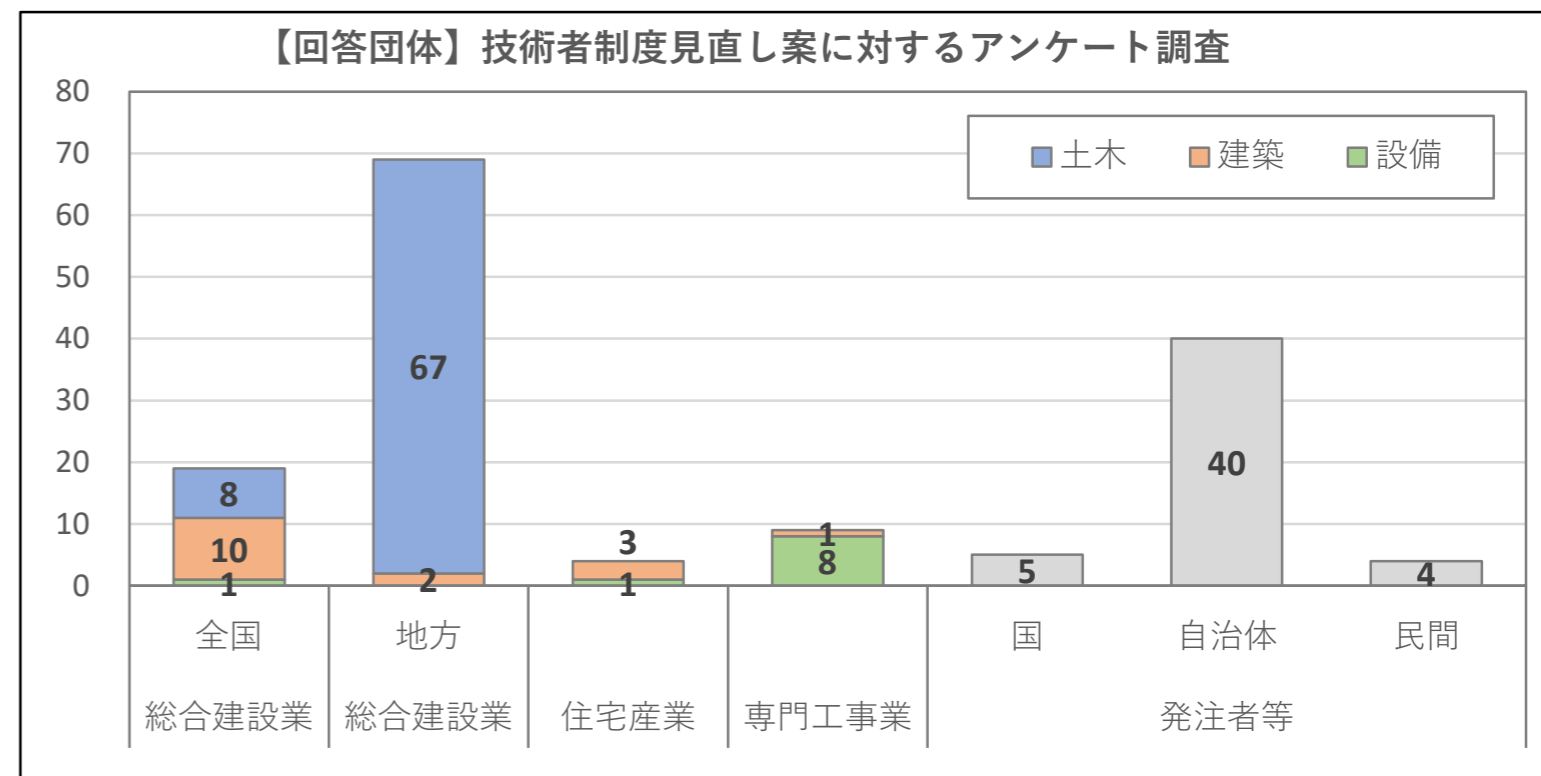
- ・ 2級技術検定の受検資格について、以下を基本要件とすることについて。
1次検定→17歳以上(専門課程履修者は一部科目免除)
2次検定→1次検定合格後、実務経験3年

- その他にご意見があれば理由とともにご回答ください。

1-2. 回答状況

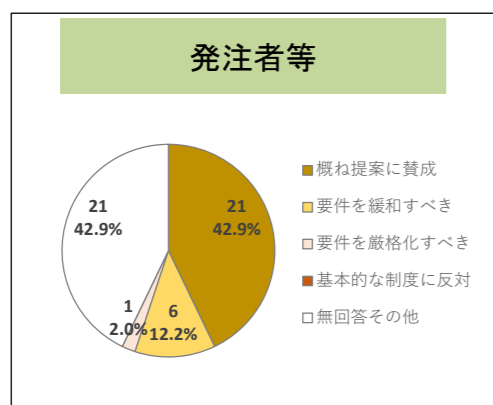
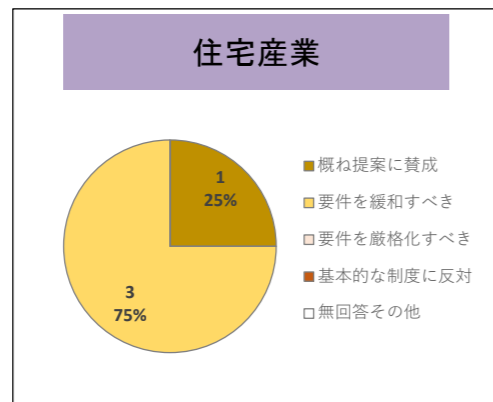
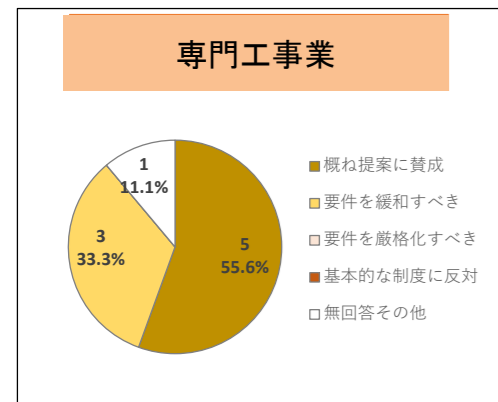
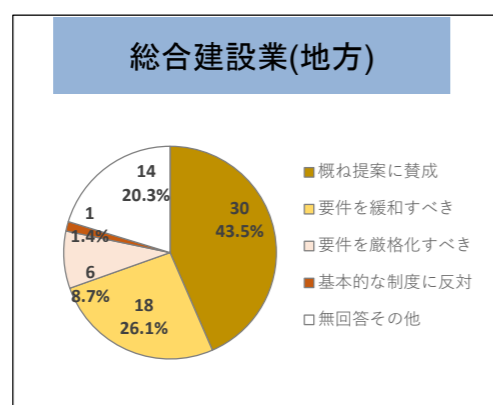
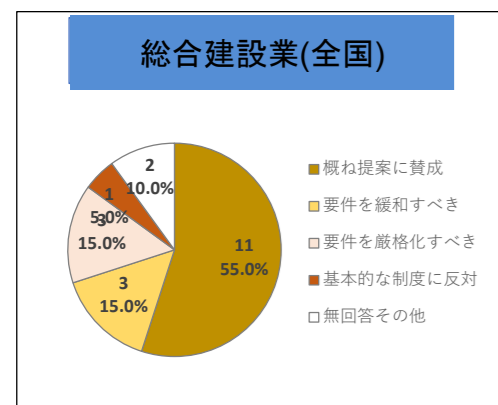
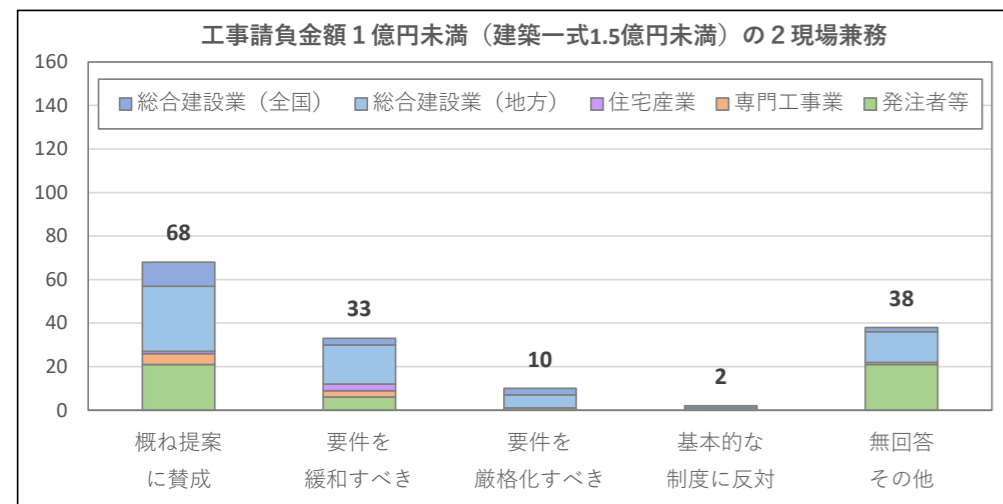
回答者		土木	建築	設備	計	
総合建設業 (全国)		8	10	1	19	88
	重複・個社	(7)	(9)	(1)		
総合建設業 (地方)		67	2	0	69	4
	重複・個社	(44)	(2)	(0)		
住宅産業		0	3	1	4	9
	重複・個社	(0)	(0)	(0)		
専門工事業		0	1	8	9	49
	重複・個社	(0)	(0)	(0)		
発注者等	国		5		5	150
	重複・個社		(0)			
	自治体		40		40	
	重複・個社		(3)			
	民間	2	1	1	4	
	重複・個社	(0)	(0)	(0)		
計						

※重複・個社：同一団体からの複数意見又は個別企業からの意見



(1) 工事請負金額 1 億円未満（建築一式1.5億円未満）の 2 現場兼務

- 専任配置の金額要件について概ね賛同を得られているが、対象金額の拡大、2 工事合計での金額要件など、更なる要件緩和に関する意見もある。
- また、対象工事の限定、技術者の負担軽減などに関する意見もある。



<概ね賛成>

- 1億円未満の工事を複数施工する機会は少ないが、民間工事では1億円未満の工事を複数施工する場合があります、2現場の兼務を活用できる機会も十分あると考える。【総合建設業（全国）】
- よいと思うが、監理の負担が軽減されるような配慮（書類の簡素化等）が必要。【総合建設業（地方）】
- 技術者不足を背景に、地域建設業団体から、兼務が可能となる範囲の拡大意見が挙がっている。【発注者等（地公体）】
- 賛成だが、1現場で点在工区が3箇所以上ある場合、2現場を管理するのは難しい。【総合建設業（地方・個社）】

<要件を緩和すべき>

- 大型現場は、元請の施工監理体制も整っているため、いずれも1億円未満であるだけでなく、一方は大型現場であっても問題ない。【総合建設業（全国）】
- 専任が必要な建築一式工事以外と建築一式工事の金額比率は1：2となっており、建築一式工事は少なくとも「2億円未満」とすることをご検討してほしい。【住宅産業】
- 土木工事でも地盤改良工事や舗装工事等、下請が管理を行う内容が多い工種については建築一式工事と同等の価格にしてもこなせる。【総合建設業（地方）】
- 分任官が3億円であることから、兼任可能な工事請負金額については3億円未満で良い。【総合建設業（地方）】
- 公共工事においては、建設構造物の性能確保等は検査等で担保できる体制が整っていると考えれば、金額や現場兼任数の制限は不要と考える。【総合建設業（地方・個社）】
- 1億円未満で2現場兼任より、2現場で2億円未満の兼任の方が、受注者は調整しやすいのではないかと考える（トータル金額で2件の兼任設定）。【発注者等（地公体）】
- 今後、通信速度のさらなる高速化、ICT技術・DXの発展等も期待できることから、2現場の兼務で特段支障が出なければ兼務可能件数を検討してほしい。発注者が異なる場合においても、兼任可としてほしい。【総合建設業（地方）】
- 工事金額が1億円以上でも工種が少なく管理項目、調査項目が少ないような難易度の低い工種によっては更に引き上げられる事も考えられる。【総合建設業（地方）】
- 工事請負金額だけで兼任可能にするのではなく、工事種類・工法・工期等を総合的に判断し、発注者側で指定できるようにできないか。【総合建設業（地方）】
- 工事請負金額の定義は当初契約金額とし、変更増による上限金額の超過については一定割合まで許容範囲にさせていただくよう配慮してほしい。【総合建設業（地方）】

<要件を厳格化すべき>

- 金額制限の他に、「工種の数」（例えば、2現場合わせて5工種以下等）による制限を追加するなどの対策も必要である。【総合建設業（地方）】
- 良い試みだが、技術者が現場から離れている間の事故の発生が顕著となる傾向がある。また、特例監理技術者の制度との間で混乱を生じる。【発注者等（地公体）】
- 金額指標も必要だが、工事の難易度、工種数をより重要な指標とする必要がある。【総合建設業（地方・個社）】
- 舗装工事・難易度の低い工事・定型的な工事にしないと負担が多くなる。【総合建設業（地方・個社）】
- 工事の種別、内容、工事繁忙時期等にも現場管理の可否が左右されると思う。【総合建設業（地方・個社）】

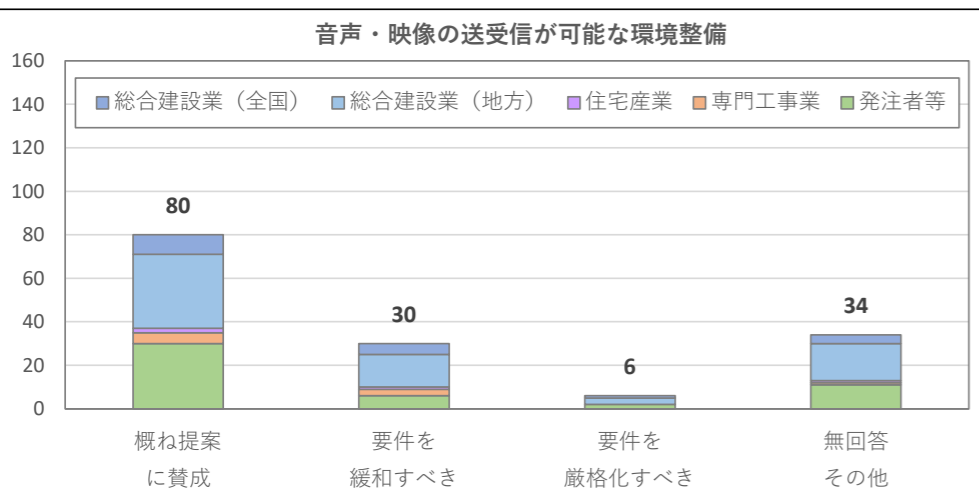
<反対>

- 兼務させても問題ないかという判断は、発注者や元請会社が行うもの。金額ではなく、近接している同様の工事であるとか、一時的兼務など、条件によって配置することはありえる。【総合建設業（全国）】
- 特定監理技術者制度を新設したばかりで、また新たに兼務制度を考えるべきなのか。監理技術者の役割・業務内容を精査すべき。努力して技術者を確保育成している企業と技術者不足の企業が、兼務可能により、同レベルの扱いとなり、工事を請負うことで良いのか。【総合建設業（地方）】

2. 監理技術者等の専任要件の緩和に関する意見

(2) 音声・映像の送受信が可能な環境整備

- 専任要件として、音声・映像の送受信が可能な環境について概ね賛同を得られているが、スマートフォン・デジカメ等によいと見る意見もある。
- また、設備仕様の明確化を求める意見もある。



<概ね賛成>

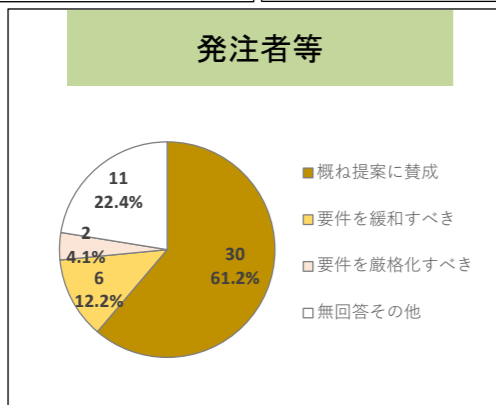
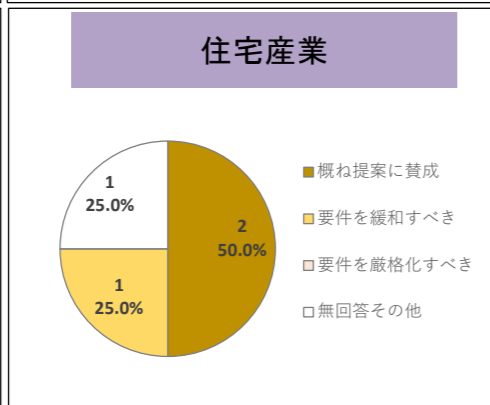
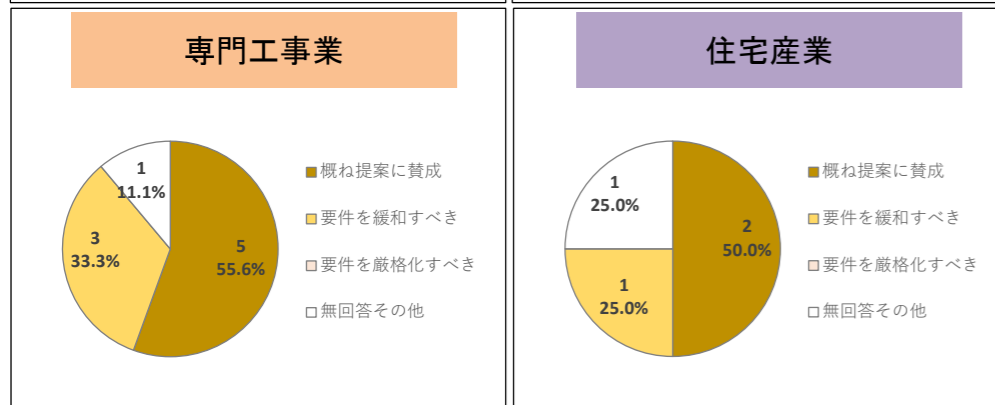
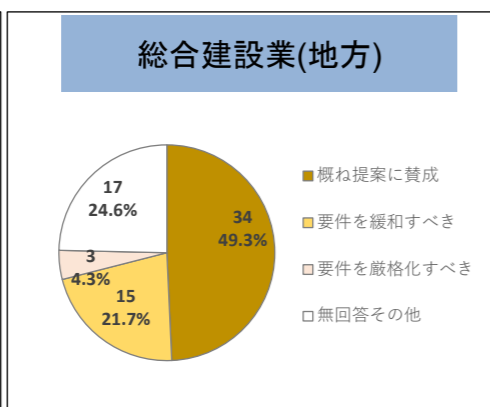
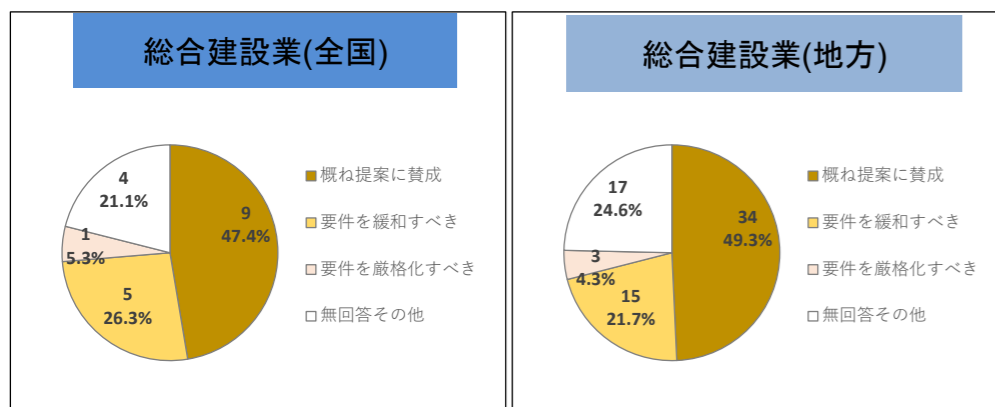
- 近年のウェアラブルカメラ等の画質・音質であれば十分に確認可能なため、必要な条件と考える。現地の状況把握のみでなく、詳細な情報のやり取りできるツールも普及している。【総合建設業(全国)】
- 小規模現場が対象と考えた場合には、固定カメラよりウェアラブルカメラが良いと思いますが、条件としてどのような仕様とするかを記載する必要があります。【総合建設業(全国)】
- 県内業界からは、法規制のかかる技術者の要件についても、原則緩和を求める声が挙がっていることから、特に遠隔で現場監理している場合については、要件緩和を行うよう対応願いたい。【発注者等(地公体)】
- 状況確認のために、音声・映像の送受信が可能な環境をどのように担保するのか。【発注者等(地公体)】
- 音声・映像の送受信が可能な環境の具体的な設備仕様を明確にしてほしい。【総合建設業(地方)】

<要件を緩和すべき>

- 目的が発注者の立会・確認に用いるものではなく、現場間の確認ということであれば、スマートフォンによるビデオ通話で十分と思われる。【総合建設業(地方)】
- 今後もDXの進化が見込まれ、特に指定しなくとも必要な確認事項が確認できる環境とするべき。【住宅産業】
- 電波環境が悪い地区における特例(無線等で連絡が付き、1時間程度で現地に到着可能など)を設定してほしい。【発注者等(地公体)】
- 現状では、スマートフォン・デジカメの録画機能等により、現場状況の確認は可能ではないかと考える。【発注者等(地公体)】
- ウェアラブルカメラの限定ではなく、携帯電話を通じたテレビ電話(アプリ、LINE)等などのデバイスで十分と考える。【総合建設業(地方)】
- 施工管理の効率化という観点であれば、遠隔臨場的な要素の他に、例えば、ICT建機による施工現場等を条件として、さらに対象を拡大してもよいのではないかと。【発注者等(地方)】

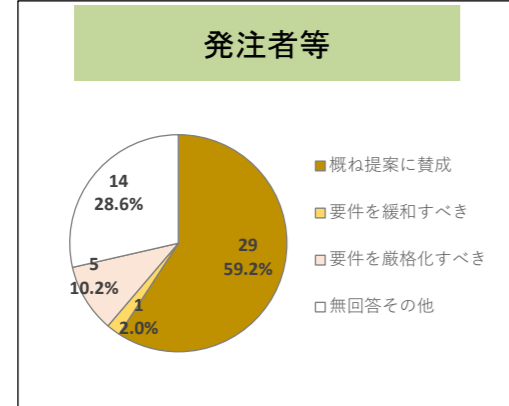
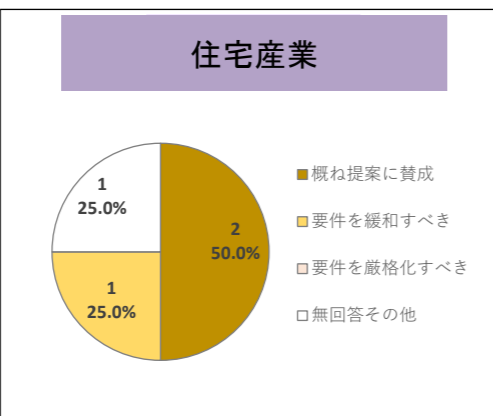
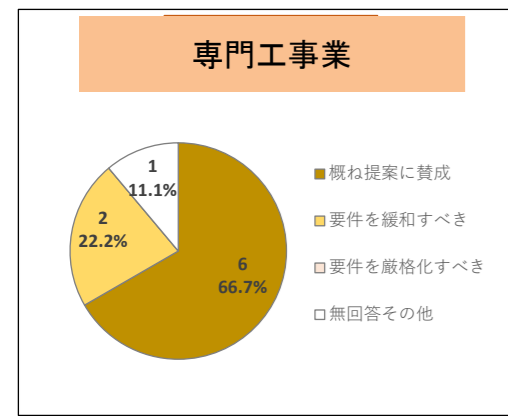
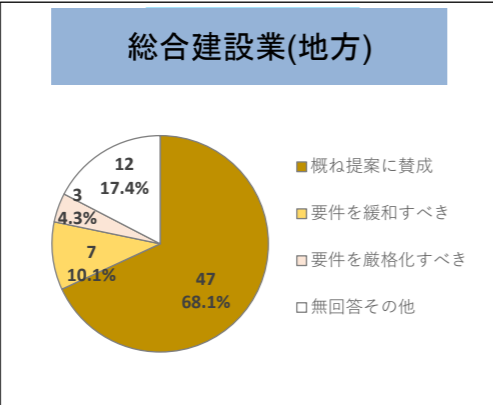
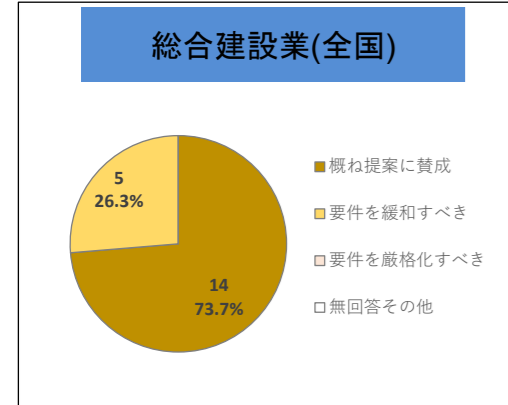
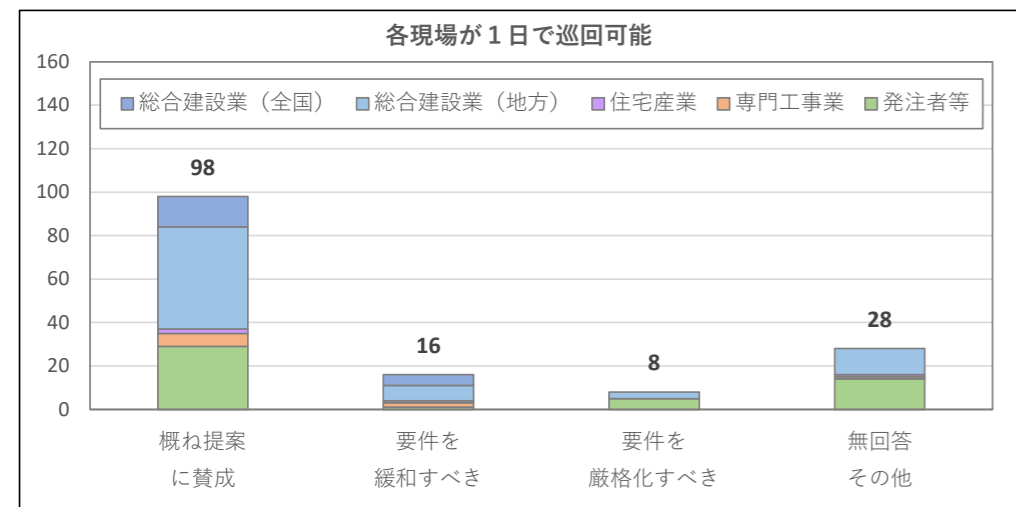
<要件を厳格化すべき>

- 作業所の進捗状況を確認するには必須の技術だが、映像があるから作業所には行かないというのは問題がある。【総合建設業(全国)】
- 状況を確認するために必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていることを条件としてはどうか。【発注者等(地公体)】



(3) 各現場が1日で巡回可能

- 専任要件として、各現場が1日で巡回可能であることについて概ね賛同を得られているが、具体的な距離・移動時間の提案が多く挙げられた。
- 一方、音声・映像の送受信、連絡要員の配置等から、明確な距離・移動時間等の要件は不要との意見もある。



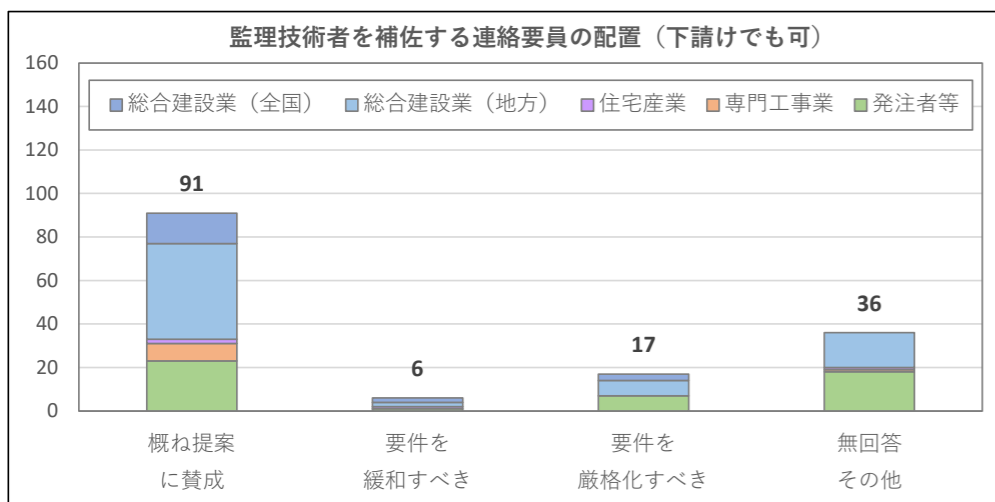
- ### <概ね賛成>
- Webでは、近接でなくても情報共有や会議、緊急時の現場への指示などは可能で、50kmくらいを兼務の制限距離としても問題ない。【総合建設業(全国)】
 - 一日2現場の巡回を目的とすると、2時間程度の移動距離であれば問題ない。【総合建設業(全国)】
 - 施工箇所により交通事情が変わるため、距離20km又は車移動で30分圏内であれば、監理可能である。【総合建設業(地方)】
 - 移動の距離や要する時間については30km、1時間程度であれば十分に巡回可能な範囲である。【総合建設業(地方)】
 - 距離的要件が曖昧であるため、具体的な基準を示してほしい。(例：工事現場間の距離が10km以内であること又は工事現場が同一市区町村内にあること)【発注者等(地公体)】
 - 現場までの距離で範囲を指定した方が良く考える(時間では、道路事情により左右されやすい場合がある)。【発注者等(地公体)】
 - 現場間の距離が直線距離で40km以内や現場間の移動時間が1時間以内などの分かりやすい条件の方が望ましい。【発注者等(地公体)】
 - 発注機関が異なる工事どうしの兼務があることから、条件については、発注機関独自に設定するのではなく、全国的に統一する必要があるとともに、条件を明確にする必要がある。【発注者等(国)】
 - 別々の地公体等の発注機関より発注される工事同士の兼任を妨げないような条件内容にしていきたい。【専門工事業】
 - 現場への移動時間は2~3時間以内。(その間の緊急事態対応等は、電話等で対応)【総合建設業(全国・個社)】

- ### <要件を緩和すべき>
- 「各現場が一日に巡回可能な範囲に存在する」必要はないと考える。「状況を確認するために必要な音声・映像の送受信が可能な環境の整備」「監理技術者の補助が可能な連絡要員の配置」はこれを十分に補うためのものの用意を意図していると考えられる。【総合建設業(全国)】
 - ICTの導入(DXの活用)により、遠隔での管理も可能となるので、距離や時間の設定は不要と考える。【専門工事業】
 - IT環境が整備されれば遠隔にて状況把握が可能となるため、一日で巡回可能という条件は不要と思われる。【発注者等(民間)】
 - 小規模現場では、全ての現場を毎日巡回することは、現状の体制では物理的に不可能。一日のうち移動時間が半分を占めている程、移動に時間を割かれてしまう。【住宅産業】
 - 可能な範囲に存在する事は大切だが、各工程に合わせたクリティカルな時間に到達できる事が重要である。【総合建設業(全国・個社)】
 - 連絡要員が装着したウェアラブルカメラによる巡回も可とする。【総合建設業(地方・個社)】
 - 各発注団体単位で設定、又は受注者との協議で設定できるのが望ましいと考える。【総合建設業(地方・個社)】

- ### <要件を厳格化すべき>
- 緊急時の対応等を考えると、2時間以内には現場を巡回できる必要があるのではないかと。【発注者等(地公体)】
 - 一日で巡回可能かどうか微妙な範囲に関しては、もめる恐れがあるため、距離で10km程度など示すのがよい。【発注者等(地公体)】
 - 監理技術者はいかなる条件下でも速やかに現場に到着できる事が前提であり極力短い時間で移動可能な案件に限った方が良く思う。【総合建設業(地方)】

(4) 監理技術者を補佐する連絡要員の配置

- 専任要件として、連絡要員の配置について概ね賛同を得られており、若手技術者の活用・育成に寄与できるとの意見がある。
- 一方、監理技術者の補佐的な役割として、有資格者の配置を求める意見もある。



<概ね賛成>

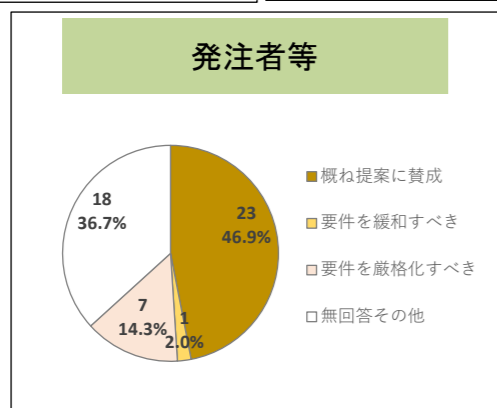
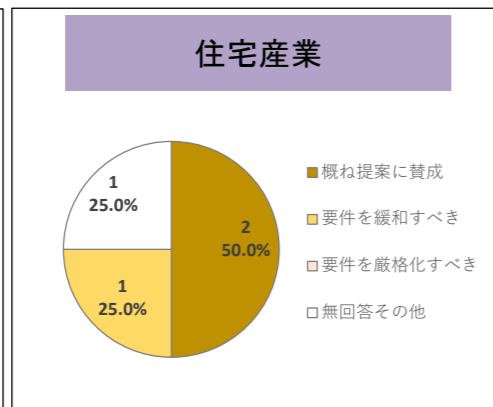
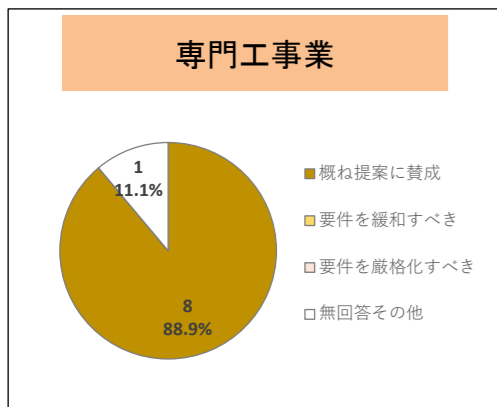
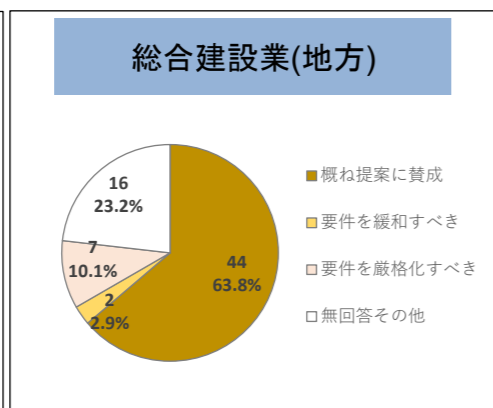
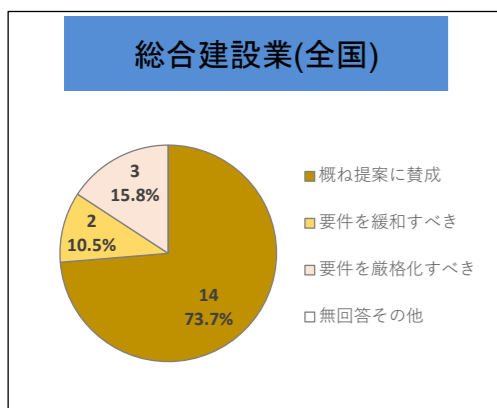
- 緊急時の対応としての連絡体制の確保は必要だが、連絡が目的のため、資格は必要ない。【総合建設業(全国)】
- 有資格者に限定せず、一定の経験のある若手技術者でも可能というご意見には賛同する。【総合建設業(全国)】
- 監理技術者不在時に現場対応が必要な場合は、社内における施工技術及び施工現場運営に精通している非専任の技術者が速やかに現場に赴けるよう体制を整える。【住宅産業】
- 専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能として戴くことは、非常に助かる。【専門工事業】
- 連絡要員は有資格者に限定せず、3年程度の経験のある若手技術者にすることが望ましい。【総合建設業(地方)】
- 「一定の経験のある若手技術者でも可能と想定」については、実務経験1年目からからでも可能とし、若手技術者の早期育成につなげてほしい。【専門工事業】
- 「一定の経験」について、監理技術者の補助が出来るように具体的な条件を整理が必要。【総合建設業(全国・個社)】
- 「一定の経験」を発注部局でチェックするため、客観的資料の提出が可能な基準とすべき。【発注者等(地公体)】
- 携帯電話、カメラ(携帯用ウェアラブルカメラ、設置用固定カメラ等)の普及により、有資格者でない若手技術者を連絡要員として配置することで十分に管理可能である。【総合建設業(地方)】
- 実務経験3年の連絡要員であれば、補助的業務が可能と思われる。【総合建設業(地方・個社)】
- 有資格者に限定するのではなく、同種工事の実務経験を1年程度経験した若手技術者等を選任することができれば、人手不足対応や若手技術者等が働く上でモチベーションの維持にも寄与できる。【総合建設業(地方)】

<要件を緩和すべき>

- 派遣社員でも可としてほしい。【総合建設業(全国)】
- 建築士法における工事監理履行補助者等が該当し、当人も兼任可能とされるべき。【住宅産業】
- 専門工事業以外の事業でも下請業者(1次下請)への連絡体制の確保により連絡要員配置の代替としてほしい。【総合建設業(地方)】
- 1億円以下の規模の小さい工事の場合、元請け職員1人で現場を運営している場合が多く、下請けの主任技術者等を連絡要員として認められない場合、負担が大きくなる可能性がある。【発注者等(国)】

<要件を厳格化すべき>

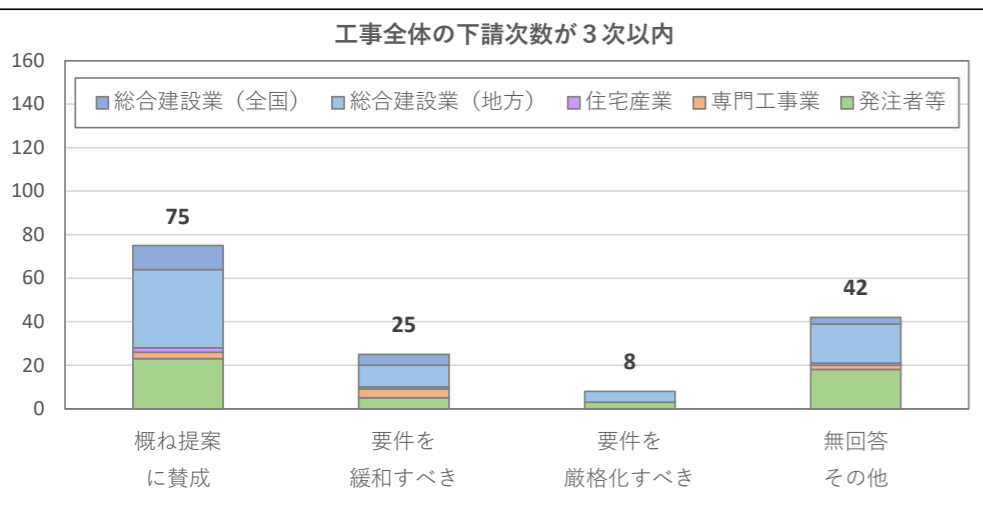
- 元請会社の社員が望ましい。【総合建設業(全国)】
- 専門工事業であっても、現場における元請業者としての施工管理(下請業者の統括)は必須ではないか。【発注者等(地公体)】
- 監理技術者の職務は重要であり、一定経験の若手技術者を介することで間違いがあってはならない。【総合建設業(地方・個社)】
- 連絡要員とはいえ、下請業者に対して指導的立場もあるため、有資格者若しくは有資格者相当の技量や知識を有する人員としてほしい。【総合建設業(地方・個社)】
- 経験不足の若手技術者では、不測の事態に対応できないので、各下請業者の主任技術者を選定した方がいいという意見あり。【総合建設業(地方)】
- 監理技術者が現場に不在の際に発生した事故や災害時の対応が求められることから、一定の資格要件が必要と考える。【発注者等(地公体)】



2. 監理技術者等の専任要件の緩和に関する意見

(5) 工事全体の下請次数が3次以内

- 専任要件として、下請3次以内について概ね賛同を得られており、主に土木工事では実態に即しているとの意見がある。
- 一方、次数を緩和又は規定不要との意見もある。



<概ね賛成>

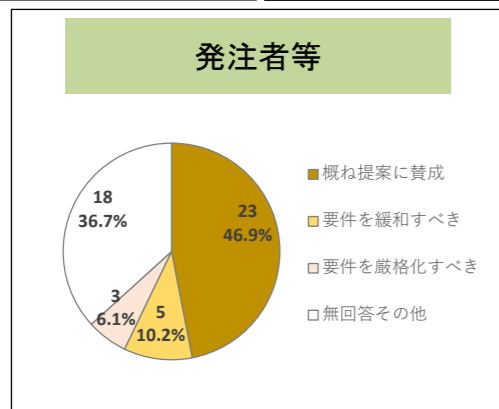
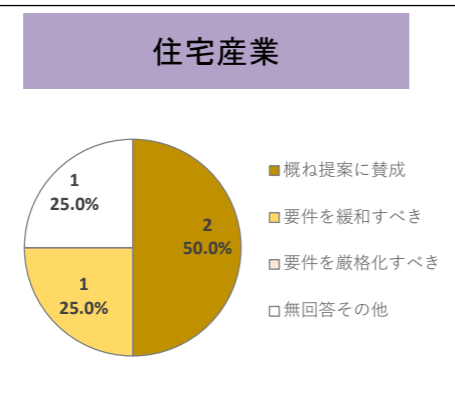
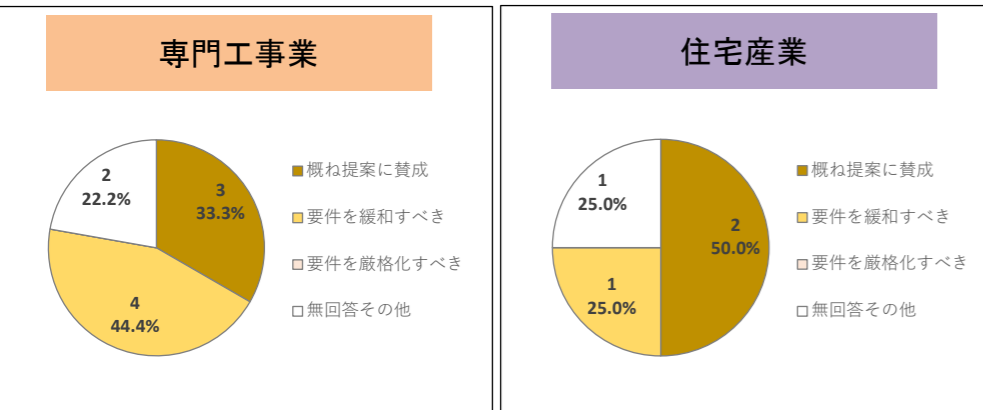
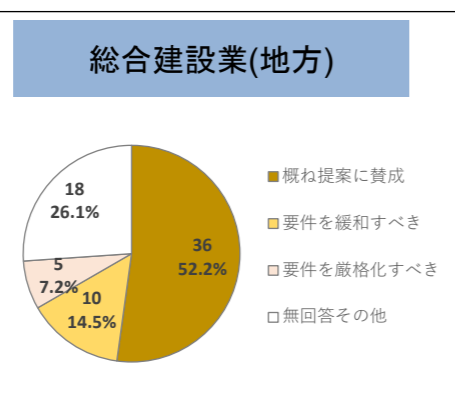
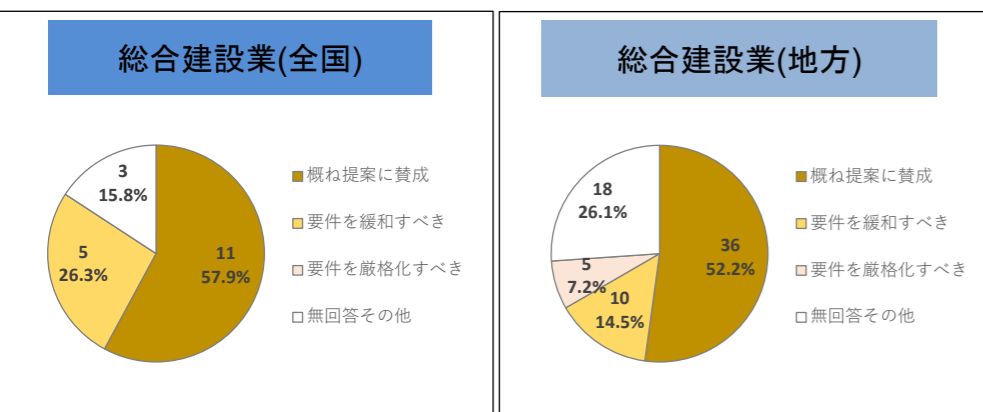
- 1億程度の工事のため、重層下請の施工はそもそも不向きであり、3次以内は妥当である。【総合建設業(全国)】
- 下請けが多いほど管理は煩雑になるため、3次下請け以内は妥当だと思う。【総合建設業(地方)】
- 実質的に元請として色々な把握が可能なのは、3次ぐらいまでと考える。【総合建設業(地方・個社)】
- 下請次数が多くなることにより監理技術者の対応も煩雑になり負担も増えることから3次以内が妥当である。【総合建設業(地方・個社)】

<要件を緩和すべき>

- 現場の連絡体制をきちんと整備されていれば、下請次数の制約は必要ではないと考える。【総合建設業(全国)】
- 下請次数が多くても、実際に作業をする技術者の能力次第で、次数の制限はここではあまり問題ないのではと思う。【総合建設業(全国)】
- 基本的に3次以内くらいまでだが、取決めとして下請次数はしぼりをなくしてほしい。【総合建設業(地方・個社)】
- 下請け事業者も、現場を工期内に納める為、下請を使うことが想定されます。最終結果責任が元請けにあるため、3次下請け以内と限定する必要はない。【住宅産業】
- 工事全体の下請次数は常時入場者の人数も加味した上で次数を増やせないか。【発注者等(地公体)】
- 下請次数が4次以上の工事であっても、3次以内の工事期間は兼任可能にするなどの柔軟な運用ができないか。(工事の最盛期を超え、付帯工事などの3次以内の下請作業以降は兼任が可能など) 【発注者等(地公体)】
- 兼任の可否は工事総額で制限しているため、この項目は不要だと考える。
- 主任技術者が兼任する場合に4次下請けが発生することも想定できるため、監理技術者のみ下請け数を制限する意味が無いと考える。【発注者等(地公体)】
- 最大次数を制限すると、施工途中で次数が増えた場合に対応ができなくなり、不適切な施工体制に走ってしまう可能性が高いものと懸念する。【専門工事業】
- 下請次数については制限なしではどうか。一次、二次まででも下請の数が多数存在するため。【総合建設業(地方・個社)】

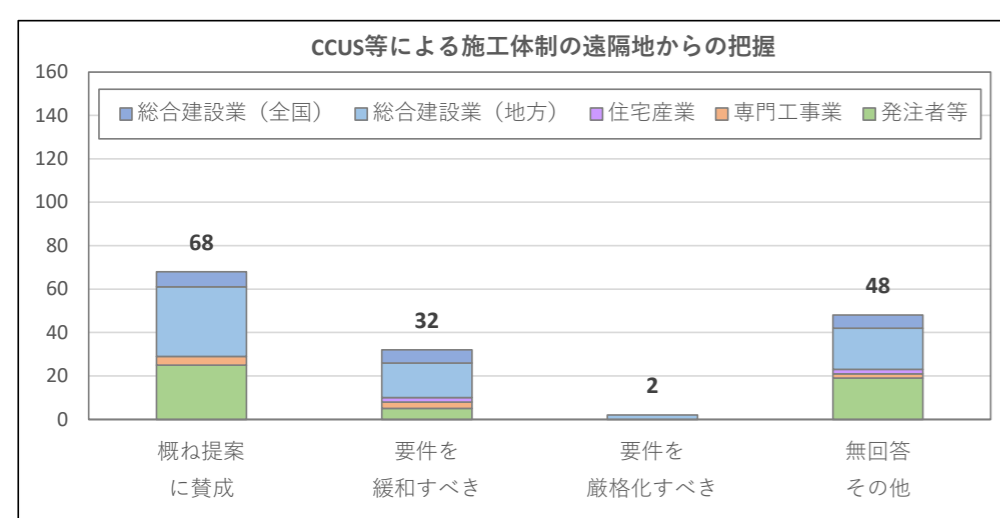
<要件を厳格化すべき>

- 工種数が制限できれば、業者数も2次以内に制限できる。【総合建設業(地方)】
- 二つの現場が同時進行をするのでそれぞれの現場の下請け次数の規制も必要だが、合計した下請け次数や業者数にもある程度の規制を考えた方が良く思う。【総合建設業(地方)】
- 土木工事では、4次以上の下請を必要とする工事があまりないため、2次以内などもう少し範囲を限定した方がよいと考える。【発注者等(地公体)】
- 建築一式工事とそれ以外の工事について、兼任可能な条件のひとつである工事請負金額に差異があるように、工事の実態を踏まえ、下請次数も差異を設けることについて検討していただきたい。例えば、建築一式工事、電気工事及び管工事の営繕工事は3次以内、それ以外は2次以内とするなど。【発注者等(地公体)】



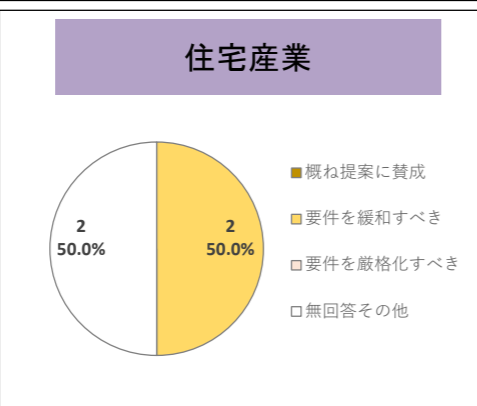
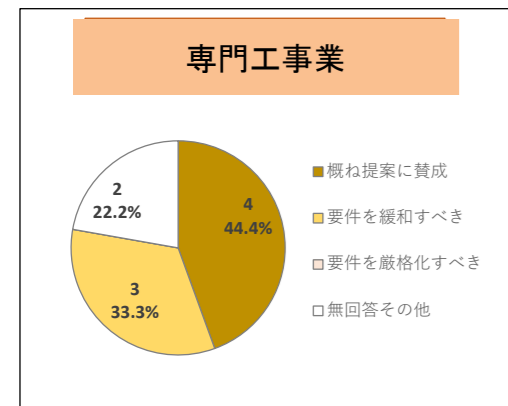
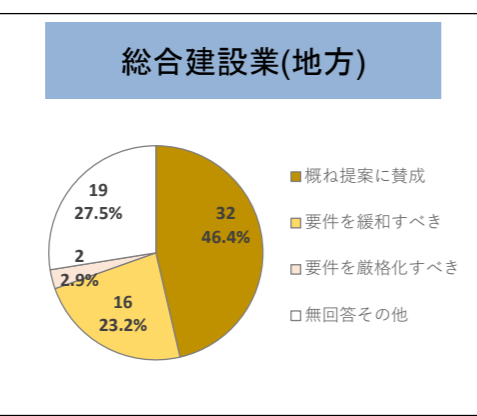
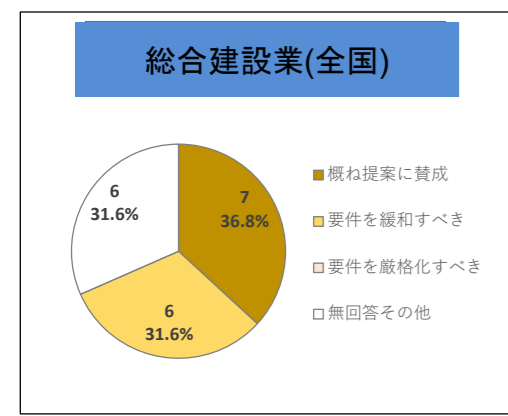
(6) CCUS等による施工体制の遠隔地からの把握

- 専任要件として、CCUS等による施工体制の把握は概ね賛同を得られており、これによりCCUSの更なる普及も期待する意見が多い。
- 一方、施工体制の把握は、CCUS以外の方法で確認するとの意見も多く、「CCUS等」の「等」を明確にすることを求める意見がある。



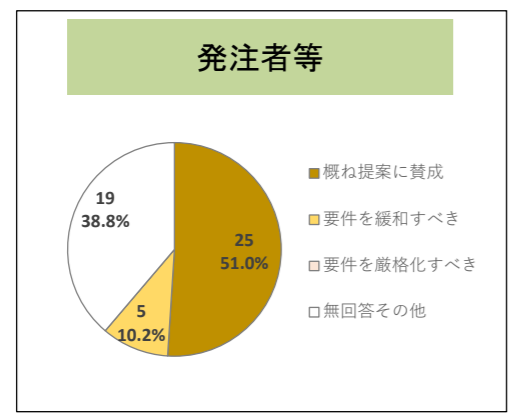
<概ね賛成>

- CCUS等により作業員の出勤状況を把握することは施工管理上有用であり、またCCUSの普及促進のためにも良いことであると考えます。【総合建設業(全国)】
- CCUS等の施工管理ツールは作業内容把握には有効であり、遠隔地での確認、指示も的確にできるので、使用すべきツールである。【総合建設業(全国)】
- 監理技術者以外のバックオフィスでCCUSを介した入場者の把握が可能であれば、技術者の業務量負担軽減の観点から有効である。【総合建設業(全国)】
- CCUSの他に認める場合を明示してほしい。【発注者等(地公体)】



<要件を緩和すべき>

- 施工体制台帳及び施工体系図が整備されていれば良い。【総合建設業(全国)】
- CCUSに限らず各社独自の工程管理システムにより工程を予め下請負業者と共有し、入退場管理システムにより当日の入退場情報を監理技術者が把握可能である。【住宅産業】
- CCUSは現在ほとんど普及しており、クラウドアプリ等も使用している業者が多いので、施工体制については遠隔から把握出来る環境になっている。条件として限定する必要はない。【総合建設業(地方)】
- CCUSによらなくても、eメール等による作業計画・実施報告で監理技術者業務の遂行は十分可能と考える。【総合建設業(地方/個社)】
- 地方の中小企業においては、CCUSが進んでいないことを勘案のうえ、条件の見直しを検討してほしい。【発注者等(地公体)】
- 連絡員が確認できる状況であれば、必ずしもCCUS等の利用を条件とする必要がないのではないかと。【発注者等(地公体)】
- CCUSは、既存オフィスビルでの特定の施工者による限定した工事内容の内装工事などは、導入メリットを見出せないこともあると思われ、幅広い選択肢を検討してほしい。【総合建設業(全国・個社)】
- CCUSは無くても、電話で補助連絡要員から報告すれば良い。【総合建設業(地方)】
- そもそも監理技術者が日々の施工体制を直接確認する必要があるのか？現場の担当技術者が確認できていれば問題ない。【発注者等(国)】
- CCUS等と記載されていますが、施工体制が遠隔管理できるツールが多くあるので、「労務安全書類システム等(CCUS、他アプリ)」に修正をお願いしたい。【専門工事業】
- 現地一品生産管理の管理手法ではなく工場生産の管理手法を用いているためCCUS以外の各社固有の遠隔システムからの把握でも可であることを明確にしてほしい。【専門工事業】



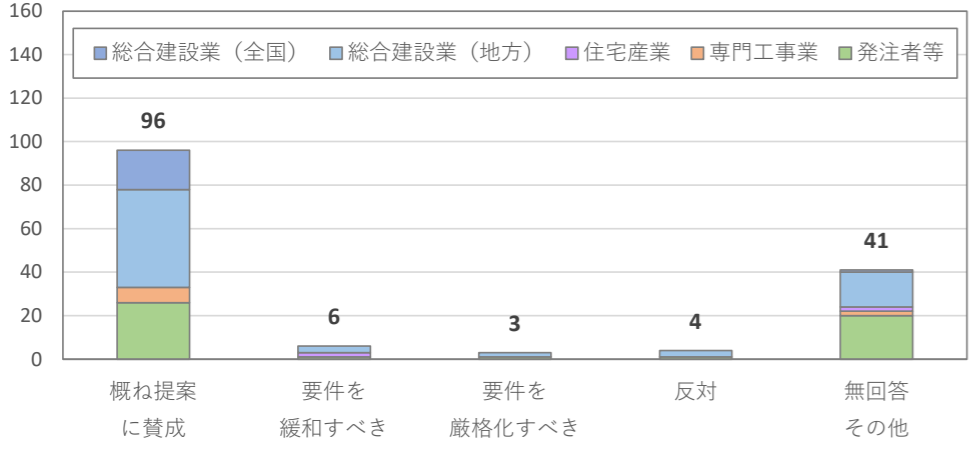
<要件を厳格化すべき>

- CCUSの事業者登録、現場登録が行なえる企業のみ兼務可能とすることで、CCUSを用いて日々の施工体制確認ができるようになるので、CCUS登録を標準としてほしい。【総合建設業(地方)】
- CCUS等→CCUSによりと変更。【総合建設業(地方)】

3. 営業所専任技術者と現場技術者の兼任に関する意見

- 営業所専任技術者と現場技術者の兼任について概ね賛同を得られているが、営業所専任技術者の在宅が認められていることで、距離・移動時間の緩和についての意見がある。
- 一方、営業所専任技術者と現場技術者の業務内容が異なることから両立は困難とする意見もある。

営業所専任技術者と現場技術者の兼任



<概ね賛成>

- 会社（組織）で営業所をサポートする体制が整っており、営業所専任技術者が監理技術者を兼務することは問題ない。【総合建設業（全国）】
- 営業所専任技術者は、受注前の施工計画や管轄作業所の巡回管理などで作業所配属の監理技術者兼務を支援しており、営業所専任技術者が現場の専任監理技術者を兼務することは、小規模現場やリニューアル工事、着工前のフロントローディングや着工後の準備工事、竣工時の残工事などでは可能である。【総合建設業（全国）】
- 営業所から1日で巡回可能な現場であれば兼務可能と考える。【総合建設業（全国）】
- 距離的要件が曖昧であるため、具体的な基準を示してほしい。（例：営業所と工事現場の距離が10km以内であること又は営業所と工事現場が同一市区町村内にあること）【発注者等（地公体）】
- 多くの業者において、営業所専任技術者の業務内容（契約適正締結、履行確保）に関する仕事量は小さく、また求められる業務内容を満足できなくても発注者側の罰則強化で対応できる。【総合建設業（全国・個社）】
- 営業所専任技術者の兼務に関する問合せが時々あるため、兼務要件を定めて兼務できるように検討してもよいと考える。【発注者等（地公体）】
- テレワークも可能となる中、「専任」要件そのものの議論が必要であり、営業所専任技術者の責務の時代に合わせた見直しをお願いしたい。【専門工事業】
- 営業所を拠点として監理技術者業務を兼任すると、営業所で情報を集約・共有できるので有効であると考えられる。【総合建設業（地方）】
- 主任技術者の兼任より緩和する形とならないよう注意すべき。【発注者等（地公体）】

<要件を緩和すべき>

- テレワークを常勤として認める一方、常識上通勤不可能な場所でのテレワークは常勤とみなさないと規定されている。距離制限があるとテレワーク本来のメリットを活かしきれないので、テレワークでの執務場所と営業所所在地の距離は不問として欲しい。【総合建設業（地方）】
- 営業所の専任技術者の業務はテレワークが認められているので、一日に巡回可能な範囲として距離的、時間的条件を設ける必要はないと考える。【住宅産業】
- 営業所の専任技術者は、テレワークにて一定の条件の下、専任要件を満たすとされているなど、工事現場にて専任を要する専任の監理技術者等と比べて、業務の量・質とも過小と考えるため、工事規模（工事請負金額）を引き上げて良いのではないかと考える。【発注者等（国）】

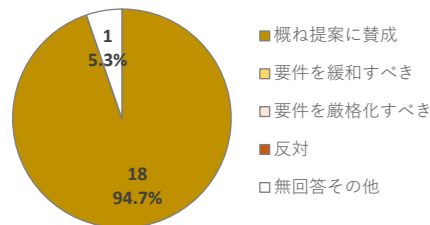
<要件を厳格化すべき>

- 工事内容によっては、1人の技術者が専任で配置していても工事管理が困難である場合もあるので、建設業の許可業種を限定して緩和すべきではないか。【発注者等（地公体）】
- 現場と営業所との移動時間を限定する。【総合建設業（地方・個社）】

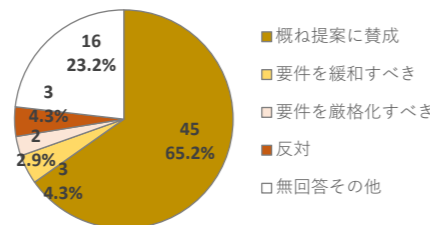
<反対>

- 営業所専任技術者が、どのような業務を行っているか企業によって違いがあると思うが、営業所を離れ、営業活動や書類提出など、営業所に常駐していない場合が多いと思われ、営業所専任技術者と現場技術者の兼任は、難しいのではないかと考える。【総合建設業（地方）】
- 入札参加要件に営業所の有無がある中、営業所設置要件の緩和は入札の混乱要因となることが懸念される。現場状況の変化への即応性の低下の懸念がある。技術者の負担増となることが想定される。【総合建設業（地方）】
- 営業所の業務量にもよるが、仕事の質が異なるため両立するのは厳しいのではないかと考える。【発注者等（地公体）】

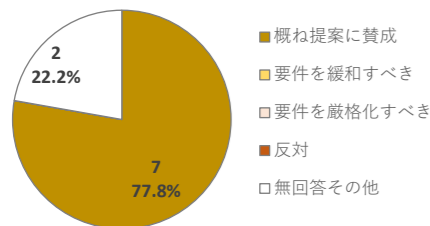
総合建設業(全国)



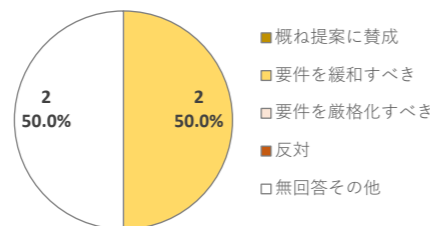
総合建設業(地方)



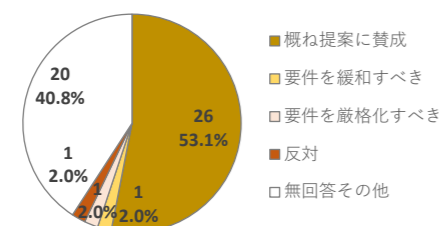
専門工事業



住宅産業



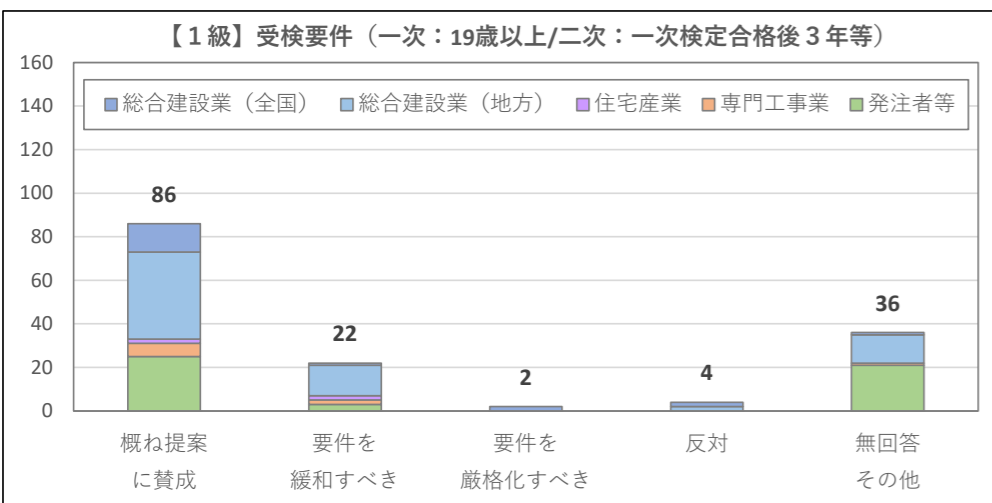
発注者等



4. 技術検定の受検要件に関する意見

(1) 【1級】受検要件（一次：19歳以上／二次：一次検定合格後3年等）

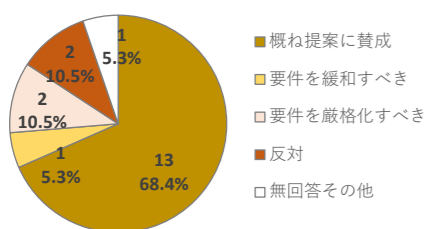
- 1級の受検要件について概ね賛同を得られているが、実務経験の範囲の拡大・1次合格前の実務経験の算入など、更なる緩和を求める意見もある。
- 一方、資格としてのレベル低下を懸念する意見もある。



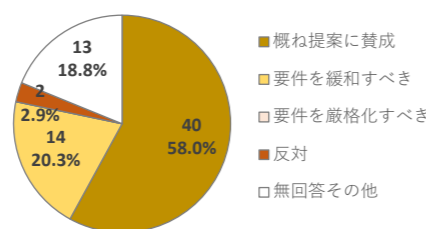
<概ね賛成>

- 若年層が19歳の時に受検できる経験と能力を保有しているか、若干疑問があるが、早めに知識を得て資格を持つことは人材確保に繋がる。【総合建設業（全国）】
- 建設業における担い手確保等のために、受検資格の要件を改定するのは良い。【総合建設業（地方）】
- 1次検定の受検資格において、学歴による知識の違いを受検資格(年齢)で差をつけず試験内容（一部科目免除）で分けたことによって、より多くの若年層に受検チャンスを与えることになる。受検者の一部科目免除については、学歴別にいくつかの段階を設けた方が受検者の納得度は得られるものと思う。【住宅産業】
- 技術検定の受検年齢を下げることは、技術者不足や建設産業へ進む学生たちに対して非常に良いPRとなる。【総合建設業（地方）】
- 一次検定の低年齢化は良いが、指定以外の学科との区別化は必要と考える。【総合建設業（全国）】

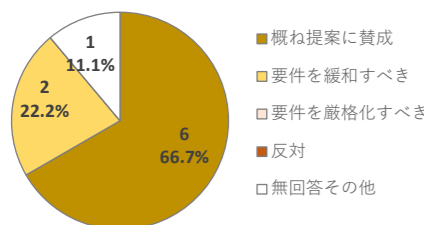
総合建設業(全国)



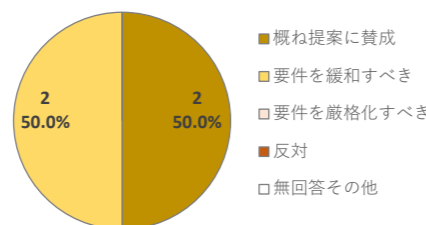
総合建設業(地方)



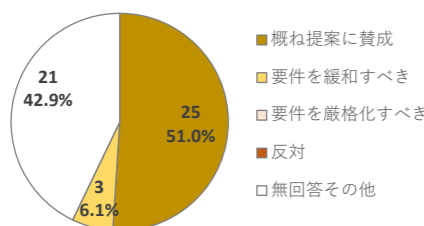
専門工事業



住宅産業



発注者等



<要件を緩和すべき>

- 二次試験の受検資格である実務経験は、一次試験合格後ではなく、二次試験受検前のものも可とすべき。【専門工事業】
- 優れた能力を持つ者に早期に活躍してもらうために、受検資格の案のうち、実務経験3年については1~2年でも良いと考える。【総合建設業（全国・個社）】
- 既に実務経験があり、1次、2次検定を同じ年に受検可能な者にとっては、1次検定受検後3年の実務経験が必要となり、資格取得までにさらに期間を要することになり、不利になる。【発注者等（国）】
- 2次検定の実務経験条件について、地方の中小規模の施工業者には監理技術者の配置を要する工事の受注実績が少ない業者もいることから、工事規模を設定せずに年数のみとしていただきたい。【発注者等（地公体）】
- 2級合格者の第二次検定受検資格における短縮要件を満たす機会が少なく、実効性がない。2級合格者の実務経験期間を4年とし、現行の短縮要件を満たす場合1年短縮1年とする改正案の検討をお願いしたい。【総合建設業（地方）】
- 1次検定は1級2級を分けずに17歳から受検可能として、2級の2次検定は1次検定合格後、実務経験2年、1級の2次検定は1次検定合格後、実務経験3年としては如何か。【総合建設業（地方・個社）】

<要件を厳格化すべき>

- 知識だけではダメ。現場での経験を大事にしてほしい。【専門工事業・個社】

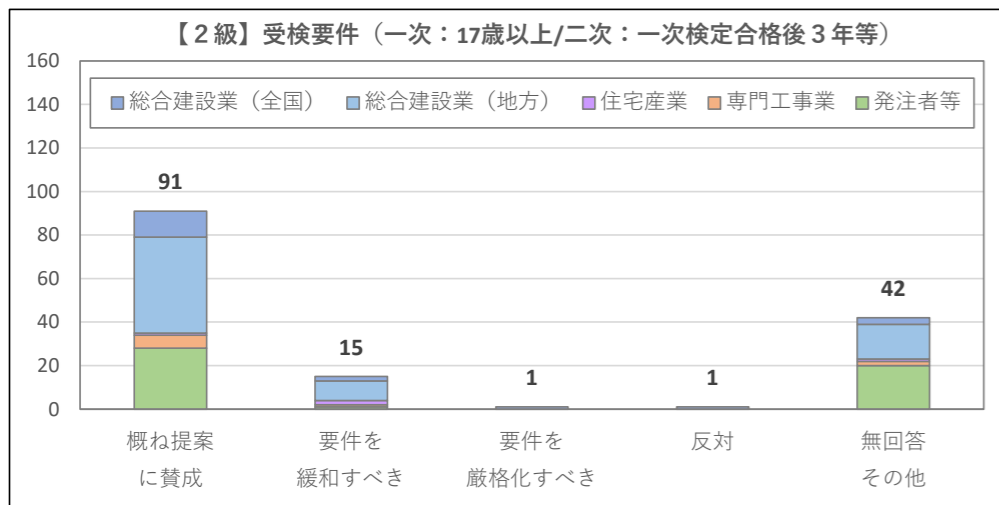
<反対>

- 1次検定は、19歳以上なら専門課程の履修等も一切問わず受検可能という要件なら見直しを要望する。当資格は、現場での「施工管理」実務能力の有無を問う検定であり、関連する専門課程履修および実務経験が一切なくとも「1級技士補」になれるということであれば、その資格の存在意義が問われる。【総合建設業（全国）】
- 新規有資格者の技能レベル低下の懸念がある。【総合建設業（全国・個社）】

4. 技術検定の受検要件に関する意見

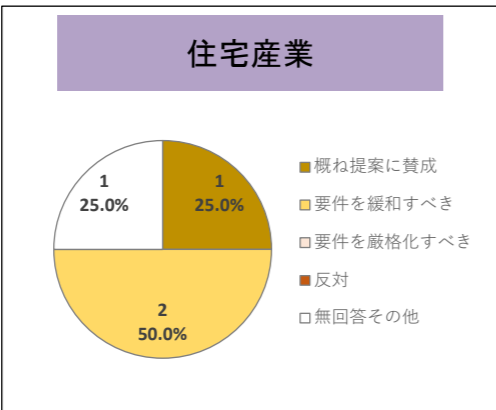
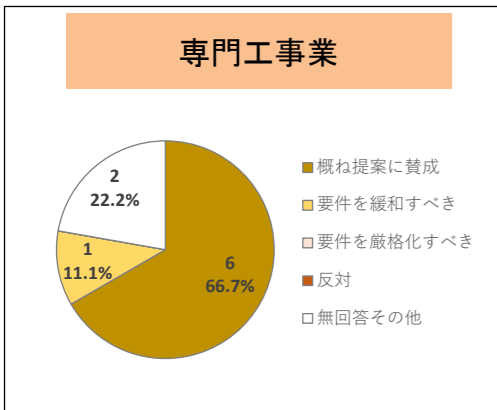
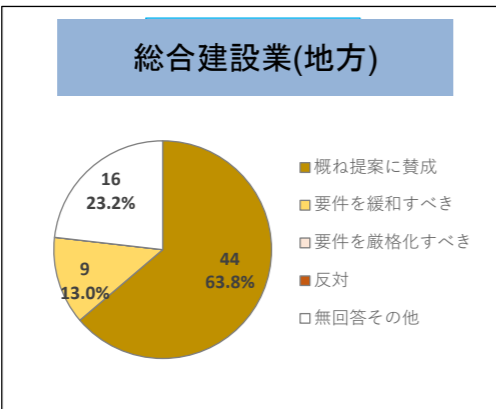
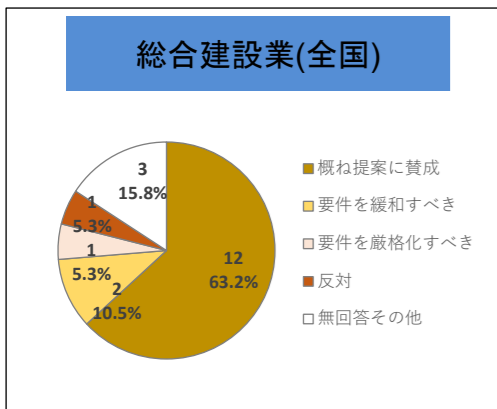
(2) 【2級】 受検要件（一次：17歳以上／二次：一次検定合格後3年等）

- 2級の受検要件について概ね賛同を得られているが、実務経験の短縮・1次合格前の実務経験の算入など、更なる緩和を求める意見もある。
- 一方、資格としてのレベル低下を懸念する意見もある。



<概ね賛成>

- 若年層が17歳の時に受検できる経験と能力を保有しているか、若干疑問があるが、早めに知識を得て資格を持つことは人材確保に繋がる。【総合建設業（全国）】
- 若手技術者の士気の向上に繋がるため、提案に賛同する。【総合建設業（地方）】
- 資格が早く取れば、またやる気も起きるし、責任感も持って現場に取り組める。【総合建設業（地方）】
- 中小零細企業において、専門学校や大学を修了した者の入社は困難であり、一般の高等学校卒業生でも実務経験年数を短くし、早期に次の資格が得られる状況に進められるルール作りをしてほしい。【総合建設業（地方・個社）】
- 一次検定の低年齢化は良いと思いますが、指定以外の学科との区別は必要である。【総合建設業（全国）】
- 概ね賛同。しかし、高校指定学科卒業生に対する明確な付加価値を設けていかないと入学者減少に歯止めが効かなくなり、結果として高校の統廃合となる恐れがある。【発注者等（学校）】



<要件を緩和すべき>

- 1次検定合格前の実務経験も合格後と同様に現場管理に有効な経験であると思われるため、合格後に限定する必要はないと考える。【住宅産業】
- 建築士等と同様に2年とするべき、3年の根拠が無い。【住宅産業】
- 優れた能力を持つ者に早期に活躍してもらうために、受検資格の案のうち、実務経験3年については1~2年でも良いと考える。【総合建設業（全国・個社）】
- 2次検定の受検資格の為の実務経験年数を2年としてほしい。【総合建設業（全国・個社）】
- 1次検定で必要な知識を有していることが確認できるなら、年齢制限を撤廃していただきたい。【総合建設業（地方・個社）】
- 業界内の技術者減少の対策と若年層の技術者を増やす目的として、1次検定合格を基に実務経験を3年から2年に短縮させる。【総合建設業（地方・個社）】
- 2級検定合格者は配置に際し、やはり制限があるため、2次検定については、1次検定合格後、実務経験1年として欲しい。【総合建設業（地方・個社）】
- 受検資格のほかに、さらに合格率を上昇させる取り組みも実施してほしい。例えばその年に出題される試験問題の傾向と対策などを公式に発表するなどの画期的な取り組み。【総合建設業（地方）】

<要件を厳格化すべき>

- 知識だけではダメ。現場での経験を大事にしてほしい。【専門工事業・個社】

<反対>

- 新規有資格者の技能レベル低下の懸念がある。【総合建設業（全国・個社）】

